

雇用のあり方、取り組み方

—会員企業の立場から雇用の現状・問題点を考える—

第37回

10月から社会保険の加入対象が拡大されます

株式会社ヒューマンリソースみらい

(代表取締役 荒木 康之
特定社会保険労務士)

今年の10月から短時間労働者に対する社会保険の加入について、要件が変更となり大幅に対象が拡大されます。年金事務所から拡大対象となる事業所に通知が送付されていますが、2年後

には更に対象事業所の規模が拡大されますので、確認していきましょう。

事業所の要件

社会保険の適用拡大と呼ばれるこの措置については、

従業員規模
501名以上の事業所を対象と

して平成28年10月より行われています。この事業所の規模要件が

今年10月からは101人以上に、そして2年後の令和6年10月からは51人以上が対象となります。

短時間労働者の要件

適用拡大に伴って、新たに加入対象となるのは以下の4つの条件に該当するパートタイマーやアルバイトの従業員です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上であること
- ②賃金月額が88,000円以上であること
- ③継続して2ヶ月を超えて使用される見込みであること
- ④学生でないこと

「現状」におけるこの従業員数の考え方ですが、厚生年金保険の被保険者的人数で数えます。「現状」というのは、適用拡大の前の段階におけるフルタイムで働く従業員数（役員含む）と、週の所定労働時間がフルタイムで働く従業員の3/4以上で働く従業員の総数とみてほぼ間違いません。従業員がギリギリ100人前後で推移している事業所の場合については、被保険者的人数が直近の12か月のうち、100人を超える月が6か月以上ある場合に、今回の適用拡大の対象となります。

対象	要件	平成28年10月～(現行)	令和4年10月～(改正)	令和6年10月～(改正)
事業所	事業所の規模	常時501人以上	常時101人以上	常時51人以上
	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2ヶ月を超えて使用される見込み	継続して2ヶ月を超えて使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし

日本年金機構 HP より転載加工

従業員規模
501名以上の事業所を対象として平成28年10月より行われています。この事業所の規模要件が

今年10月からは101人以上に、そして2年後の令和6年10月からは51人以上が対象となります。

で数えます。「現状」というのは、適用拡大の前の段階におけるフルタイムで働く従業員数（役員含む）と、週の所定労働時間が週20時間未満となっていても、実際の労働時間が、連続する2ヶ月において週20時間以上となつた場合で、引き続き同様の状態が見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となつた月の3か月目から社会保険に加入することになります。

①について雇用契約書等で所定労働時間が週20時間未満となつていても、実際の労働時間が、連続する2ヶ月において週20時間以上となつた場合で、引き続き同様の状態が見込まれる場合は、実際の労働時間が週20時間以上となつた月の3か月目から社会保険に加入することになります。

②の月額88,000円には残業代や深夜労働の割増賃金は含まれません。最低賃金の計算において算入しない精皆勤手当や通勤手当、家族手当も算入しません。賞与も算入しません。結婚手当などの臨時に支払われる賃金も対象外です。社会保険料の計算の対象となる賃金と、月額88,000円の対象となる賃金とは、違いますので対象者の検討する際には特に注意が必要です。健康保険の被扶養者の要件である年収130万未満であつたとしても、賃金が月額88,000円である場合には、被保険者の対象となります。

③については、今回の適用拡大で

新たに設けられた基準です。従来は1年を超えて雇用することが見込まれる従業員が対象となっていました。例えば週25時間、雇用期間は6ヶ月限定といった場合は、現行基準では対象から外れていきましたが、10月以降の新基準では被保険者の対象となります。既に50人以上となる事業主であっても、新たにこの基準が当てはまりますので見直しが必要です。

(④)の学生でないことについては、高校生、短大生、専修学校生、各種学生、大学生等が該当します。休学中の学生、定時制の学生、通信制課程の学生、社会人大学院生などは対象から除かれます。

以上規模の要件と対象従業員の要件を確認しましたが、対象となる従業員に対しては、加入対象者となることを伝えたうえで、社会保険のメリットを伝えながら、今後、社会保険に入するのか、それともしないように働くのか、労働時間や賃金などの条件について、話し合っていく必要があります。これを機会に働き方が大きく変わること可能性がありますので、丁寧な対応をしていきたいものです。

横商サムライねっと

YOKOHAMA-CCI SAMURAI NET

あなたの悩み 横浜の“士業(サムライ)”が解決いたします！

こんな悩みを抱えていませんか？

- 専門家を探したい**
- 安心できる専門家に相談したい**
- 専門家は敷居が高いイメージがある**

利用者は、相談内容や地域から登録者を検索することができるため、最適な専門家が見つかります。

登録者は、国家資格を有する専門家です。横商会員士業者であり、地域に密着した活動を行っています。

登録者の多くは、横商会員向けの特典を提供しているため、料金面等で優遇を受けることができます。

横商サムライねっとなら、相談内容に適した専門家を 探せます！

詳しくはこちら ➡ <https://yokohama-cci-samurainet.jp>

横兵商工会議所 会員サービス部	会員士業者の皆様は、横商サムライねっとにぜひご登録ください！ <ul style="list-style-type: none"> メリット 01 会員士業者の皆様限定で、無料で登録することができます。 メリット 02 定型フォームから簡単に登録ができ、プロフィールを自由に編集できます。 メリット 03 約12,000社に送付している広報誌やメールマガジン等でPRを行います。 	
045-671-7443		
<small>[受付時間] 平日 9:00~17:00 (土日 祝日 年末年始を除く)</small>		